

宇宙政策委員会の今後の進め方について（案）

平成 24 年 7 月 31 日

1. 宇宙政策委員会の運営方針

(1) 諮問事項

内閣総理大臣から宇宙政策委員会委員長に対して、内閣府設置法第 38 条の規定に基づき、次の通り諮問。（別添）

「我が国宇宙開発利用に関する政策及び関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針等の重要事項について、調査審議を求める。」

(2) 具体的な調査審議事項

- ・ 関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針
- ・ 新たな宇宙基本計画に盛り込むべき事項
- ・ 全体及び個別分野の宇宙政策の中長期的な基本戦略
- ・ 政府の主要な宇宙関係の施策・事業の評価
- ・ 政府の主要な宇宙関係プロジェクトの評価等その他宇宙開発利用に関する重要事項 等

2. 平成 24 年度における当面の審議

(1) 平成 25 年度宇宙関係予算に係る経費の見積りの方針についての調査審議

○予算編成に関する政府・与党会議における宇宙開発戦略本部への申し送り事項（平成 23 年 12 月 6 日）

・具体的には、平成 25 年度予算以降の宇宙分野の概算要求に当たっては、

- ① 各府省の政策（予算要求）に重複や無駄がないか
 - ② 各府省相互の連携が取れているか
 - ③ 限られた予算の中での優先順位付けや効率化努力がなされているか
- について、両本部で十分に検討した上で、各府省から概算要求を行うべきである。

○今般の内閣府設置法改正において、宇宙政策委員会がつかさどる事務として、内閣総理大臣の諮問を受けて「関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項」を調査審議することが法定化された。

○宇宙政策委員会としては、内閣府が提示する本見積り方針の検討に資するため、必要な調査審議を行うこととする。

(2) 新たな宇宙基本計画の策定について

○現行の宇宙基本計画は、宇宙基本法に基づき、10年程度を視野に入れた5年計画として、平成21年6月に策定、平成25年度までの計画となっている。

○一方、今般の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の改正により、JAXAの中期目標の策定に当たっては、「宇宙基本法に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない」とされ、新たなJAXA中期目標は、新たに追加された主務大臣（内閣総理大臣、経済産業大臣）を加え、4府省（内閣府、総務省、文科省、経産省）が策定することとなる。

○また、内閣府に宇宙戦略室及び宇宙政策委員会が設置される等新たな宇宙開発利用体制が整備されたことに加え、現在の宇宙政策の主眼は重点化や効率化等を図ることにより戦略的かつ総合的な宇宙政策の実施であり、現行の宇宙基本計画を策定した当時とは状況が異なってきている。

○現行のJAXAの中期目標が平成24年度までであり、平成25年度以降は新たな中期目標を主務大臣が策定する必要があるため、その際には現行の平成25年度までを対象とした宇宙基本計画ではなく、現状に則した新たな宇宙基本計画に基づくことが望ましいと考えられる。

○以上のような状況を踏まえ、平成25年度以降を対象とする新たな宇宙基本計画を平成24年度内に策定することとし、宇宙政策委員会において、宇宙開発戦略本部の検討を補完すべく、宇宙基本計画に盛り込むべき事項の調査審議を開始することとする。

3. 当面のスケジュール

- (1) 25年度宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針についての調査審議
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 7～8月 | 平成25年度宇宙関係予算に係る経費の見積りの方針の審議 |
| 8月中旬 | 「経費の見積りの方針」の取りまとめ |
| 10～11月 | 「経費の見積りの方針のフォローアップ」の取りまとめ |

(2) 新たな宇宙基本計画に盛り込むべき事項についての調査審議

8月下～11月 月2回程度を目途に開催

12月 新たな宇宙基本計画に盛り込むべき事項に関する報告書とりまとめ

1～2月 新たな宇宙基本計画の策定（宇宙開発戦略本部決定）

4. 検討体制

宇宙政策委員会の審議を補佐するため、以下の部会を設置する。

(1) 企画・調査部会

- ・ 宇宙政策委員会からの要請を受けた個別論点の整理や、宇宙開発利用に関する政策、産業、科学技術等に関する内外の動向について調査・分析を行うため、企画・調査部会を設置する。

(参考) 宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制について（平成24年1月13日：宇宙開発戦略専門調査会報告の抜粋）

II. 具体的な体制のあり方

2. 内閣府宇宙政策委員会（仮称）の設置

- (6) 戦略立案の基本となるのは情報収集と分析であるため、宇宙政策委員会の機能を活用しつつ、内閣府における情報収集・分析体制の整備を図るべきである。

(2) 宇宙輸送、有人・惑星探査、リモートセンシング等の重要分野について必要に応じ部会の設置を検討する。

① 宇宙輸送（ロケット）

- ・ 我が国が宇宙空間の利用を自律的に行う能力を保持するためには独自に宇宙輸送能力（技術と産業基盤）を確保することが重要である。
- ・ しかしながら、宇宙輸送に係る産業基盤を維持するには、毎年一定数の打上機会を確保する必要があるが、これを官需のみに依存することは現下の財政制約から現実的でない状況。
- ・ 従って、宇宙空間の利用の自立性確保の観点から、国際競争力を持った輸送システムの開発方策や商業受注を通じた宇宙輸送産業基盤の維持のため方策等を宇宙輸送戦略の検討が必要である。

② 有人・惑星探査・宇宙科学等

- ・ 2016年以降の国際宇宙ステーションへの参加の在り方に加え、有人・惑星探査・宇宙科学等については、安全保障・外交、産業基盤の維持、産業競争力の強化、科学技術等の様々な側面から判断されるべきであり、長期的な展望に基づく計画的な推進が必要であることから戦略の検討が必要である。

③ リモートセンシング

- ・ リモートセンシングの利用の拡大には、撮像頻度を高める必要があり、そのためには複数機が必要となる。
- ・ しかし、一国でこれを整備するのは、多額の費用がかかることから、我が国として一定の撮像能力を保持すると同時に、海外衛星からの画像の購入や交換など海外衛星の能力も活用することが基本である。
- ・ 我が国として保有すべき衛星の在り方に加え、省庁間連携や官民連携を通じた効率的な運用の在り方等を検討する必要がある。



(別添)

府 宇 第 20 号
平成 24 年 7 月 26 日

宇宙政策委員会委員長 殿

内 閣 総 理 大 臣



内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 38 条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮 問

我が国宇宙開発利用に関する政策及び関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積もりの方針等の重要事項について、調査審議を求める。